

## 論文の内容の要旨

論文題目：近世後期・近代初頭の北西ドイツ村落社会-----定住管理体制の構造と展開-----

氏名：平井進

### (要旨)

本論文は、17世紀末から19世紀中頃の北西ドイツ・オスナブリュック地方を事例地として、下層民に対する社会統制（下層民管理）という観点から定住管理をめぐる社会的諸関係（定住管理体制）を検討することによって、近世後期から近代初頭のドイツにおける村落社会秩序と農民身分の自律性の歴史的な特質と展開を考察するものである。

序章では、これまで主に領邦国家に対する政治的な自治においてその自律性を考察されてきたドイツの農民身分・村落社会の評価に疑問を呈して、近世後期・近代初頭の村落社会における社会統制の自律性の如何という基本関心の下で、近世後期・近代初頭を通じて村落社会にとって最も日常的で重要な秩序問題であるものの、伝統的農業史研究でも近年の農村社会史研究でも正面から論じられなかった下層民管理のあり方とそこにおける村内支配身分としての農民身分の位置・役割に注目する必要を述べている。

そして、近年の農民・下層民関係の研究に見られる、農民身分と村落団体との等値や領邦当局との関係の不明確さという傾向を批判して、下層民を管理する現実の要素である個々の農場保有者・村落団体・領邦当局の三者の相互関係に注目し、そこから村落社会秩序の構成と農民身分の自律性をとらえ、また検討期間を比較的長くにとって三者の相互関係の変容からそれらの展開を析出する方法を提起している。

第1～4章では、かかる問題関心・方法の下で、これまで体系的な検討に乏しかった下層民に対する定住管理体制を、その増加・堆積が典型的・頂点的に進み、同時に定住管理制度が典型的に段階的な発展をみせた北西ドイツ・オスナブリュック地方を事例地に選び、17世紀末から19世紀中頃まで4段階に分けて詳細に検討している。

第1章では、近世後期における村落団体の定住管理制度をめぐる諸関係が問題とされる。

近世のオスナブリュック地方（オスナブリュック司教領）の村落社会における定住管理制度は、村落団体の一種であるマルク共同体がもつ住居新

設（住居の新築や既存の建物の住居への転用）や共有地の開墾・入植に対する同意権と、領邦当局による住居新設に対する許可金の賦課とから成り立っていた。制度的には、直接的な規制対象は定住行為ではなく住居新設であり、また定住者というよりも住居新設者であった。

領邦当局は、国法も承認したマルク共同体の入植同意権によって共有地を舞台とする入植政策を制約される一方、住居新設に対して許可金を賦課しようとしたが、その関心は定住管理ではなく財政利害にあり、しかも村落団体や身分制議会の抵抗のために、全ての住居新設に賦課し得ていたわけではなく、定住行為の把握は、徴税に関わる事後的な届け出によったと思われる。その一方、実質的に定住管理を主導した村落団体も、共有地への零細地保有者の入植は制限できたものの、その成員である個々の農場保有者が労働力確保や賃料収入を目的に、土地なし借家人世帯であるホイアーリングを受け入れるために行う、付属小屋住居の新設は十分規制できなかったと見られる。

したがって、ホイアーリングの定住、つまり農場保有者による受け入れは、領邦当局の規制も村落団体の規制も十分に及ばず、その結果、農場保有者の私的寄留者というべきホイアーリングが、18世紀後半に農村住民世帯の過半を占めるまで増加・堆積した。

第2章では、こうした定住管理体制の限界に対する、18世紀後半の国家介入とそれに対する農民身分の対応が、定住管理体制の再編として論じられる。

共有地用益と小作地に依存する極小規模の農業経営と、亜麻織物業やオランダへの出稼ぎなどといった副業に依存する、生活の不安定な階層の増加・堆積によって、救貧・治安問題が拡大して七年戦争後に深刻化した。特に1770年代初頭に生じた食糧危機は、メーザーら領邦指導層に大きな衝撃を与え、領邦の過剰人口状態と、ホイアーリングに対する定住管理問題を認識させることになった。

このような状況の中で、領邦当局の対応としてホイアーリングに対する旧来の定住管理の規律化を意味する立法、1766年及び1774年の両救貧条例が成立した。村落団体（行政村）の救貧責任を確定した前者では、ホイアーリングを受け入れる個々の農場保有者の責任が喚起され、後者では特に新たに教区外から受け入れる余所者ホイアーリングに関して、村落団体（教区団体）に対する個々の農場保有者の責任が法定され、そうした新定住のホイアーリングに対して、追放制度を含む居住権制度が事実上導入された。村落団体は、かかるメーザーの立法介入に積極的に対応し、村落団

体による居住拒否、農場保有者を介さない新定住者に対する直接的な規制、定住管理の自主的強化を目指す農民運動までもが法規定を越えて生じた。共有地分割までは旧来の定住管理制度と併存しつつ、かかる介入立法と村落社会の対応とによって、個々の利害をある程度押さえた農場保有者たちの集団としての村落団体と、領邦当局の地方官吏たる小管区役人などが協力・連携して、余所者ホイアーリングの定住を監視する体制が形成された。

もっとも、この体制もホイアーリング人口の抑制や救貧問題に関して大きな成果は挙げられず、19世紀初頭にはホイアーリングとして定住する地元下層民への規制の拡大が、村落社会からも地方官庁からも提起されていた。

第3章では、近世末のかかる状況を受けた三月前期（オスナブリュック司教領は世俗化後ハノーファー王国の1州となる）における定住・結婚規制をめぐる諸関係が検討される。

三月前期の初頭にも、ホイアーリング問題は引き続き注目を集め、その定住管理の強化が地方官庁・州議会で議論され、提案されていた。かかる状況下で、ハノーファー王国の定住・結婚規制法たる居住権地条例・結婚許可状条例が1827年に成立したが、両条例は、オスナブリュック地方ではとりわけホイアーリングに関わるものであった。農場保有者集団としての村落団体（教区団体または行政村）が、居住権付与と領邦当局が与える結婚許可への同意を通じて、個々の農場保有者を通さずに直接的にホイアーリングの定住を管理し、また結婚許可への同意において、余所者のみならず地元下層民も村落団体の規制下に置かれるようになった。そして、かかる制度の下で、村落団体は、居住権・結婚許可を得てホイアーリングになろうとする者の経済力・人格を厳しく審査し、またそれらの申請を受理せずに、救貧責任の引き受けをも同時に意味する居住権付与・結婚許可への同意をできるだけ回避しようとした。それに対して領邦当局は、一方で村落団体による経済力・人格審査を前提としつつ、他方で申請先の村落団体を決定し、村落団体による法規定を超えた規制を認めなかった。

しかしながら、このような定住管理体制下でも、居住権付与・結婚許可に関わらぬホイアーリングの定住は村落団体も領邦当局も規制できず、また経済力・人格審査の基準規定の前提でもあった下層民の経済基盤の動揺・縮小（特に共有地分割と亜麻織物業の崩壊）によって、貧窮ホイアーリング世帯の増加は進んだのである。

第4章では、1840年代中頃以降頂点に達する大衆窮乏に対する農民身分・領邦当局の対応による定住管理体制の修正が論じられる。

ホィアーリングの貧窮化を主問題とする、かかる社会的危機に対して、1840年代中頃の議論では、農民・ホィアーリング関係を規制し（＝農場保有者に対するホィアーリングの受け入れ規制）し、ホィアーリングの経済基盤を農業化させることが検討されていた。すでに一部地域では、農場保有者たちが、農民・ホィアーリング関係に関する規制協定を締結する動きが見られ、領邦当局も注目するところとなっていた。

こうした経緯の後に、三月革命期のホィアーリングによる騒擾・請願運動を受けて、領邦当局は調停という形で農民・ホィアーリング関係に介入していき、さらにこれを踏まえて、行政村ごとまたは教区ごとに選出された、農場保有者とホィアーリングの双方の代表からなる委員会が、ホィアー設定を小作地の扶養力の観点から規制する 1848 年法を制定した。ホィアーリングとして定住を希望する者の経済力・人格を吟味し、監視するという従来の規制に加え、同法の成立によって、村落団体（の一機関）が領邦当局の後見・監督で、定住後の生活を安定させるように個々の農場保有者によるホィアーリングの受け入れ一般を管理するシステムが確立され、反動期以降機能していった。

終章では、第 1～4 章で論じた定住管理体制の構造と展開を整理した上で、下層民管理と農民身分の自律性についてまとめている。

すなわち、下層民問題の社会的圧力の増大の中で、領邦当局の介入と農民身分の主体的対応とが絡み合いつつ、近世的な下層民管理が 18 世紀末以降再編され、19 世紀中頃までに下層民に対する監視・統制システムが発展した。この背後で、近世後期においてなお存続した、村内支配身分としての農民身分の古い自律性が規律化されていき、個々の農場保有者の自律性は縮減され、領邦当局は村落団体に関与・監督を強めていった。こうした過程は、日常生活に介入して下層民の監視と統合を図るという意味で、社会国家の一部としての 19 世紀後半の村落自治へとつながっていくと見られる。そして、このような考察成果は、土地なし借家人の増加・堆積という事例地の地域的特性から、近世後期・近代初頭のグルントヘルシャフト・農場一子相続制地帯の村落社会秩序と農民身分の自律性のあり方について、一定の一般性と同時に一つの側面を典型的に示していると考えられる。